

山梨県公報

第三百四号

令和四年

七月二十八日

木曜日

公告

横道	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
十八	十八	南巨摩郡	身延町	下部	横道	一〇〇五番	一〇〇四番	一
十九	十九	同	同	同	同	同	同	同

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四二五

告示

○一般競争入札について……………四二五

教育委員会

○山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………四二七

○山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則……………四二八

監査委員

○外部監査人の監査の事務を補助とすることができる旨の協議……………四二八

○監査の結果に基づく措置状況……………四二九

告示

山梨県告示第百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

平成二十六年山梨県告示第三百二十八号中の標柱番号八号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十八号の標柱を結んだ線、標柱番号十八号と十九号の標柱を結んだ線、標柱番号十九号と同告示中の標柱番号九号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号八号を結んだ線に囲まれた区域

●一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年七月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 データ利活用基盤構築業務(以下「本構築業務」という。)

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県庁及び知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県知事政策局DX推進グループ

三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体(以下「JV」という。)の場合にあつては2に示すとおりとする。

1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四第一項各号のいずれにも該当しない者

(二) 地方自治法施行令第百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの

- (四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者
- (六) 令和四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（令和四年山梨県告示第五十号）の一に定める競争入札に参加することができざる者
- (七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (八) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (九) 本構築業務を実施する組織（部署）において、J I S Q 二七〇〇一（ISO / I E C 二七〇〇一）又はプライバシーマーク制度に基づく認証を取得していること。
- (十) 地方公共団体が実施するスマートシティプロジェクト等におけるデータ連携基盤構築の実績がある者又はこれと同等以上のプロジェクトの実績がある者であること。
- (十一) 次に掲げる技術者を配置（専任）すること。
 - ア 業務全体を統括する責任者（地方公共団体が実施するスマートシティプロジェクト等におけるデータ連携基盤構築のプロジェクトマネジメントを経験している者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者）
 - イ 作業管理者（プロジェクトマネジメントの領域の専門性を保有し、プロジェクトマネジャー（又はリーダー）の指導の下でプロジェクトマネジメントを実践している経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者）
- 2 J V の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - (一) J V の構成員の資格要件
 - ア 構成員の全てが1(一)から(八)までの要件を満たすこと。
 - イ 1(九)から(十一)（アに限る。）までは、代表構成員が該当すること。
 - ウ 1(十二)イは、構成員のいずれかが該当すること。
 - (二) J V の資格要件
 - ア J V の構成員は、三社以内であること。
 - イ J V の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

- ウ J V の各構成員は、他の J V の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 令和四年七月二十八日（木）から同年八月十二日（金）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
 - 2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に郵送し、又は持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事政策局DX推進グループ
入札手続等
 - 4 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所
 - 5 入札説明書及び仕様書等の閲覧方法 この公告の日から令和四年八月十二日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四3の場所において閲覧に供する。
なお、入札説明書及び仕様書等は配布しないので、山梨県知事政策局DX推進グループのホームページ（https://www.pref.yamanashi.jp/dx/data_rikatuyou_kiban.html）よりダウンロードすること。
 - 6 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和四年九月六日（火）午後四時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム
 - 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県知事政策局DX推進グループ宛に令和四年九月五日（月）午後五時までに到着するように送付すること。
 - 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県知事政策局DX推進グループ（電話〇五五―二二三―一七二〇）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Development of System for Data Utilization Platform 1 set.
2 Date and time for tender: 4:00PM September 6, 2022
3 Bureau in charge: DX Promotion Division, Governor's Policy Planning Bureau,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1720

教育委員会

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号を削り、同条第四項中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同項第七号を削り、同条第五項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同項第五号を削り、同条第六項を次のように改める。

6 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項各号に掲げる書類のほか実務に関する証明書（第五号様式）及び実務の基礎となる免許状の写し又はその授与証明書を添えなければならない。

一 幼稚園教諭が免許法施行規則第二条第一項の表備考九により領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

二 小学校教諭が免許法施行規則第二条第一項の表備考九により教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。）又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

三 中学校教諭又は高等学校教諭が免許法施行規則第四条第一項の表備考八により普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎

的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位を教育実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

四 特別支援学校教諭が免許法施行規則第七条第一項の表備考四により同表第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位を同表第四欄に定める単位に替えて第一項の願出をする場合

五 養護教諭が免許法施行規則第九条第一項の表備考三により教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（養護実習を除く。）の単位を養護実習の単位に替えて第一項の願出をする場合

第四条第十号を削る。

第六条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第七条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第二十一条第二項中「附則第三十八項及び第三十九項」を「附則第三十五項及び第三十六項」に改める。

附則第四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第一号様式之二及び第一号様式之三中「第7号」を「第6号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出された書類とみなす。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和四年七月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年山梨県教育委員会規則第四号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人關野孝の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和四年七月二十八日

山梨県監査委員 中澤 和樹
同 小泉 久司
同 土橋 亨
同 水岸 富美男

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
川口 明浩	千葉県市川市国府台	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日
田中 佑幸	山梨県南アルプス市飯野	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日
石川 寿彦	静岡県三島市本町	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日
海野 純矢	山梨県中巨摩郡昭和町河西	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日
近藤 徹	山梨県甲府市相生	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日
笹津 備文	山梨県山梨市市川	令和四年七月二十八日～ 令和五年三月三十一日

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年七月二十八日

山梨県監査委員 中澤 和樹
同 小泉 久司
同 土橋 亨
同 水岸 富美男

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和4年3月25日発行（山梨県公報号外第11号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団
所管部(局)課	知事政策局 国際戦略グループ
監査実施日	令和3年11月17日
監査の結果	監査の結果

(指導事項)
1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。

1 (発生原因の検証結果)
法令等の確認不足により、附属明細書の作成が必要なことについて認識していなかった。
(対応状況等)
令和3年度決算から附属明細書を作成する。
(再発防止策)
法令等の規定を十分に理解するとともに、チェック体制を強化し、適切な事務処理に努める。

2 事務処理規程第16条及び別表3により、金額50万円以上の経費の収入及び支出に関することについては、業務執行理事の専決事項とされているが、事務局長の決裁となっているものがあつた。

2 (発生原因の検証結果)
事務処理規程を確認しないまま、過去例に従って執行向い等の文書を作成していたため、決裁者の指定を誤ってしまった。
(対応状況等)
当該事例については留意事項として引き継いで行くことを徹底することとした。
(再発防止策)
文書を起草する際は必ず規程第16条別表3に定める決裁者を確認するとともに、起草文書の備考欄に「金額50万円以上に該当するか否か」を記載し、複数人がチェックすることとした。

3 事務処理規程第28条に規定する資金の前渡により支出すべきであつたにもかかわらず、同規程によらずに支出されているものがあつた。

3 (発生原因の検証結果)
事務処理規程を確認せず、過去例を参考に支出処理を行ってしまった。
(対応状況等及び再発防止策)
事務処理規程を事前に十分確認し、適切な支出事務の執行に努める。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	知事政策局 国際戦略グループ
監査実施日	令和3年11月25日
監査の結果	監査の結果
(指導事項)	期末に変更し、翌期に支払うこととなった県立国際交流センターの管理に係る委託料の返納額について、未払金に計上すべきところ、未収金に計上していた。
	(発生原因の検証結果) 過去に委託料返納の事例がなかったため、誤った認識で会計処理を行ってしまった。 (対応状況等及び再発防止策)
	講じた措置（又は今後の方針等）

	過去にない事例が発生した場合、会計処理の方法について事前に十分に確認し、適正な会計処理に努める。
--	--

<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県スポーツ協会</p> <p>所管部(局) 課 スポーツ振興局 スポーツ振興課 (出捐金、補助金、公の施設管理)、県土整備部 都市計画課 (公の施設管理)</p> <p>監査実施日 令和3年12月13日、14日</p> <p>監査の結果 令和4年2月1日</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>【指摘事項】 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、廃ラフスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書が作成されていなかった。</p> <p>1 (発生原因の検証結果) 指定管理業務における経費削減に繋がると考え、会計規程を十分に確認しないまま、要件を満たしていない一部の委託業務について長期継続契約を締結してしまつた。 (対応状況等) 当該長期継続契約が令和4年度末で満了となることから、次回の契約時に契約内容の見直しを図ることとする。見直しにあたっては、会計規程や必要性をよく確認した上で、単年度契約か長期継続契約かを判断し、契約締結することとする。 (再発防止策) 今後、長期継続契約を締結する際は、会計規程上の要件を満たしているか確認を徹底するとともに、協会内におけるチェック体制を強化して再発防止に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 住居手当支給上の家賃は、管理費・駐車場代等を含めるものであると誤認していた。 (対応状況等) 住居手当を受給している全職員について認定されている家賃額の内訳を確認し、再算定を行った。また、過払いが認められた職員については過払い額を徴収した。 (再発防止策) 今後、住居手当の認定時には家賃の契約書記</p>
--	--

のがあつた。	職の金額とその内訳(管理費・駐車場代等)を入念に確認する。また、協会内でのチェック体制についても見直しを図り再発防止に努める。
--------	---

<p>監査対象団体 公立大学法人 山梨県立大学</p> <p>所管部(局) 課 県民生活部 私学・科学振興課</p> <p>監査実施日 令和3年11月11日、12日</p> <p>監査の結果 令和4年2月8日</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>【指摘事項】 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 授業料 535,800円</p> <p>(発生原因の検証結果) 対象学生について、本人及び保護者に知し督促と復学の意思確認を行っていたが、納付意思の確認が遅れ、結果として授業料未納による除籍となり、長期未収金となつた。 (対応状況等) 長期未収金については、督促を行い、回収に努めている。 (再発防止策) 長期未収金とならないよう、納期限後から速やかに督促を行い、回収に努めていく。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 535,800円</p>
--	--

<p>監査対象団体 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団</p> <p>所管部(局) 課 福祉保健部 福祉保健給付課</p> <p>監査実施日 令和3年11月29日、30日</p> <p>監査の結果 令和4年1月13日</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>【指摘事項】 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 特別養護老人ホーム桃源荘 施設サービス利用料 99,556円</p> <p>1 (発生原因の検証結果) 利用者名義の通帳を子(身元引受人)が管理しており、残金不足で利用料の引き落としができなかった。その後利用者が死亡し、当該子に督促しても入金されないことから未収金となっている。 (対応状況等) 子(身元引受人)に対し、定期的に電話や書面による督促を行うなど回収に努めたが、回収の見込みがないため、当法人が定める徴収不能引当計上基準第3条により、令和3年度決算において徴収不能として会計処理を行う。 (再発防止策) 令和3年度以降、利用契約時に連帯保証人を義務付け、状況に応じて成年後見人制度の活用を検討するなど、確実に利用料を徴収できる方を確保している。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 99,556円</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 社会保険料事業主負担分を被保険者負担分</p>
--	---

<p>2 給与の支給要件については、給与規程第3条で「この規程で定めるもののほか、山梨県職員の例による。」とされているが、住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていないものがあった。また、住居手当支給上の家賃に含まれない管理費・駐車場代等を含んだ家賃額で住居手当支給額が算定され、過大支給となつているも</p>
--

<p>2 社会保険料事業主負担分の一部が預り金に計上されていた。</p>

<p>3 個人が直接收受すべき利益について、施設における会計処理は不要にもかかわらず、当該個人が所属する施設において収益計上したのうち、当該個人への還元を費用として処理されているものがあつた。</p>	<p>と同じ勘定に計上してしまつた。 (対応状況等) 令和3年12月以降、社会保険料事業主負担分を「事業未払金」勘定に計上することとした。 (再発防止策) 複数人によるチェックを徹底し、適切な科目で処理するよう努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 施設利用者である個人の収支の状況を明らかにする必要があつたため、施設の会計に計上してしまつた。 (対応状況等及び再発防止策) 個人が直接收受すべき利益については、施設の会計への計上は行わないようするとともに、個人に係る収支の状況については受払簿を整備することにより明確にすることとした。</p>
<p>4 消防設備保守点検料について、養護老人ホーム、特定施設入居者介護事業、及び特別養護老人ホームの3箇所のサービスク区分に対して、それぞれの配分基準に基づき経費負担を案分しているが、経費費目を保守料とすべきところ、賃借料に計上されているものがあつた。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 該当保守点検料について、配分基準に基づき3事業に按分し、会計ソフトを用いた訳伝票の作成を行ったが、特別養護老人ホーム分の仕訳に係る勘定科目について、「保守料」を選択すべきところ、誤って「賃借料」を選択してしまつた。また、チェック体制が不十分であつたため、決裁過程でも誤りを見落としてしまつた。 (対応状況等及び再発防止策) 事前確認など適切な事務処理とともに、決裁時の確実なチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>5 業務請負契約及び工事請負契約について、総経理規程第68条第1項に定められている契約保証金に関する事項や履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金等の事項が契約書に記載されていないものがあつた。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 請負業者が作成した契約書様式により契約を締結したため、必要な事項が記載されていなかった。また、記載がないことについて、確認を怠つてしまつた。 (対応状況等) 請負業者の契約書様式に拠る場合は、総経理規程第68条第1項に定める事項について確実に記載することを求めることとした。 (再発防止策) 契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>6 総経理規程第66条第2項に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならぬ。」と規定されているが、給食業務委託契約において、予定価格が当該額を越える</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 給食業務については、近年、調理員の確保が困難な状況にあることなどから、一般競争入札に付しても応札がなく、参加業者の確保に苦慮している。事業団としては、多くの方に入札参加いただき、落札価格が下がるように応札の可能性のある事業者を調査し、県内外の事業者</p>

<p>にもかかわらず、一般競争入札によらず、指名競争入札を行つていた。</p>	<p>よる指名競争入札を実施したことによる。 (対応状況等) 総経理規程第66条第2項については、社会福祉法人のモザイク規定をそのまま採用しているが、実態に見合つた規定となつていないため、実態に見合うよう規定を改正した。 (再発防止策) 規定の内容と実際の取扱いに相違が生じないよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>														
<p>監査対象団体 所管部(局) 課 監査実施日 令和3年11月4日、5日</p>	<p>地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立病院機構 課 令和4年2月3日</p>														
<p>監査実施日 令和3年11月4日、5日</p>	<p>監査の結果 議じた措置(又は今後の方針等)</p>														
<p>(指導事項) 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="1" data-bbox="869 1220 1021 1612"> <tr> <td>中央病院</td> <td>156,989,185円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>16,447,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173,406,185円</td> </tr> </table>	中央病院	156,989,185円	北病院	16,447,000円	合計	173,406,185円	<p>1 (発生原因の検証結果) 未収金の主な発生原因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などによる診療結果への不満から故意に診療費を支払わぬ、などがある。 (対応状況等) 医療未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、低減を図っている。 中央病院では、初期段階での請求を強化(督促送付：発生から半月経過で送付し、その後2か月、4か月経過毎にも送付)するとともに、発生から6か月経過したものは連帯保証人にも請求を行っている。 北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿つた医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行つている。 (再発防止策) 初期段階での請求の徹底等により未収金の発生防止を図るとともに、定期請求や弁護士への未収金回収業務を通して既に発生した未収金の解消に努める。 ※令和4年3月末現在</p> <table border="1" data-bbox="869 1624 1021 2027"> <tr> <td>中央病院</td> <td>未収金残高</td> </tr> <tr> <td>中央病院</td> <td>132,191,942円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>16,603,743円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148,795,685円</td> </tr> </table>	中央病院	未収金残高	中央病院	132,191,942円	北病院	16,603,743円	合計	148,795,685円
中央病院	156,989,185円														
北病院	16,447,000円														
合計	173,406,185円														
中央病院	未収金残高														
中央病院	132,191,942円														
北病院	16,603,743円														
合計	148,795,685円														
<p>2 会計規程実施規程第8条の規定により、「支出予算を執行しようとするときは、支出契約決議書により、決裁を受けなければならない</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 担当者の会計規程等の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であつた。</p>														

<p>ない。」とされているが、決裁を受ける前に見積書を徴しているものがあった。</p>	<p>(対応状況等) 会計規程等について改めて周知を図った。令和3年度からの支出に当たっては、会計規程に則り、支出契約決議書による決裁を受けた後に見積書を徴取していることを確認した。 (再発防止策) 契約事務を行う職員に対し引き続き適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。</p>
<p>3 器械備品の貸借対照表価額と固定資産減価償却一覧表合計額が一致していなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 期末において減価償却費を計上した後に耐用年数を変更(15年→5年)したことにより減価償却費及び減価償却費累計額が過少となった。 (対応状況等) 不一致となっている金額については会計監査人に協議のうえ修正の会計処理を行った。また、他の固定資産についても再度確認を行い、不一致がないことを確認した。 (再発防止策) 財務諸表作成の際に複数の職員による確認の再徹底を行うことで再発防止に努める。</p>
<p>4 山梨県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について、補助金交付要綱第4条に「この補助金の交付額は、別表の第1欄の種別ごとに、第3欄の基準額の合計額と第4欄の対象経費の支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。」と定められているが、実績報告書に記載された対象経費の実支出額が相違しており、補助金の実績額が過少となっていた。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱に関する担当者の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。 (対応状況等) 補助金の交付要綱について職員間で再度確認を行い、要綱に則った実績報告書(令和3年度)を作成していることを確認した。 (再発防止策) 本案件についての引継ぎ等を徹底するとともに、複数の職員での確認を行うことで再発防止に努める。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 やまなし環境財団</p>	
<p>所管部(局) 課 環境・エネルギー部 自然共生推進課</p>	
<p>監査実施日 令和3年12月8日</p>	
<p>監査の結果 監査の結果</p>	
<p>(指導事項) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 附属明細書の作成について、作成が必要な旨を承知しておらず、令和2年度決算書の作成の際に作成漏れとなった。 (対応状況等) 令和3年度決算から附属明細書を作成する。 (再発防止策)</p>

<p>法令の規定について、職員に周知徹底を図り再発防止に努める。</p>	<p>法令の規定について、職員に周知徹底を図り再発防止に努める。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県農業振興公社</p>	
<p>所管部(局) 課 農政部 担い手・農地対策課</p>	
<p>監査実施日 令和3年12月21日、22日</p>	
<p>監査の結果 監査の結果</p>	
<p>(指導事項) 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 就農支援資金貸付金 2,403,000円 農地中間管理事業に係る貸付賃料 91,380円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 就農支援資金貸付金については貸付けた農業者の返済金の滞納によるもので、滞納の原因は、当該農業者の経営不振による廃業により、返済原資が農業で得られなかったことによるものである。 農地中間管理事業に係る貸付賃料については、農地を借り受けた農業者の経営不振等により、賃料支払いが遅れたことによるものである。 (対応状況等) 就農支援資金貸付金については分納で回収しており、農地中間管理事業の貸付賃料については担当者が滞納者に対し督促を行い回収に努めている。 (再発防止策) 就農支援資金は、現在新規の貸付けは行っていないことから、残存する債権の管理を適切に行うとともに引き続き回収に努めていく。 農地中間管理事業に係る貸付賃料については、長期未収金とならないよう納期限後から速やかに督促を行うとともに、督促にに応じない滞納者に対しては法的措置も視野に入れ回収に努めていく。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 就農支援資金貸付金 2,283,000円 農地中間管理事業に係る貸付賃料 613,221円</p>
<p>2 農地中間管理事業に係る貸付賃料の貸倒引当金について、財務諸表に対する注記にある債権区分に応じた計上基準のうち、債権の性質に適合した区分が適用されておらず、一般債権の計上基準である法人税法の規定による法定繰入率を適用していた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 農地中間管理事業に係る貸付賃料のうち、未収金となつてから1年間を経過したのもも流動資産の事業未収金としていたことから、貸倒引当金の債権区分についても一般債権として取り扱っていた。 (対応状況等) 令和3年度の決算時に貸倒引当金の債権区分を修正する。 (再発防止策) 公益法人会計基準等をしっかりと把握し、未収金の区分や、貸倒引当金の債権区分を適切に判断し、処理を行っていく。</p>